

第1章 基本的事項

1.1 環境教育の重要性

地球温暖化や身近な自然の減少、ごみ問題など、今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や、利便性・効率性を追求した生活様式に起因しており、地球規模の広がりや将来世代への広がりが懸念されています。

このような環境問題を解決し、社会全体を環境に配慮したものへと変えていくためには、現在の社会経済システムや私たち一人ひとりのライフスタイルを根本から見直すことが必要です。

そのためには、環境問題に関心を持ち、自ら考え、自主的に行動できる人を育てる環境教育が重要になります。環境教育は、子どもから大人まで生涯を通じてあらゆる場で、環境問題を知識として理解するだけでなく、体験を通していのちの大切さを学び、具体的な行動を実践する人づくりという視点が求められます。

また、家庭、学校、事業者、行政などすべての主体が、それぞれの役割を認識し、お互いに協力しながら、環境教育を推進していくことが重要です。



「環境教育」の定義

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」において、“「環境教育」とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう”と定義されています。

本基本方針でもこの定義にのっとり、「環境教育」と表記します。

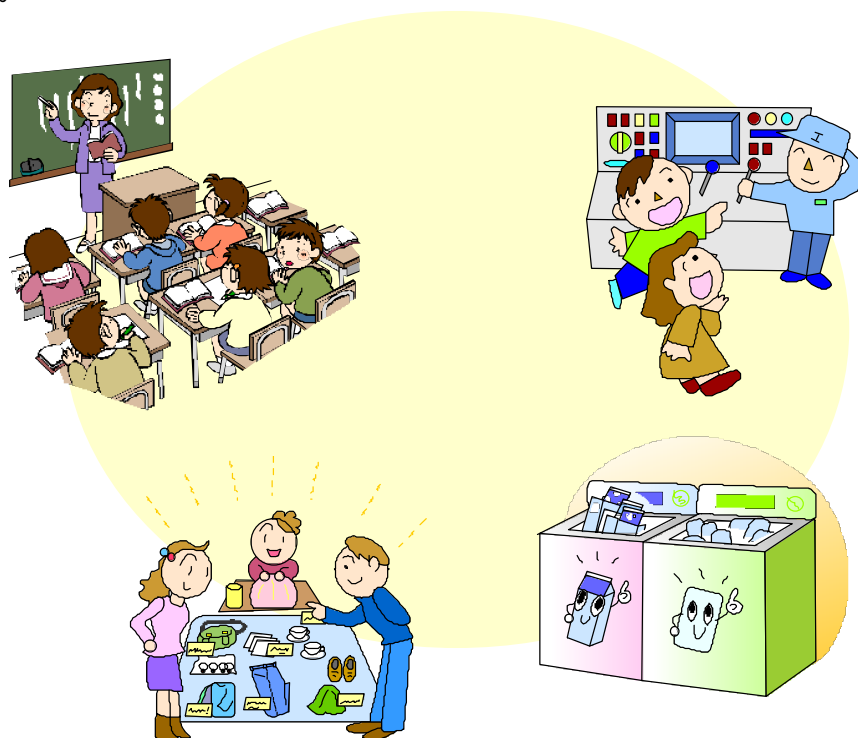
1.2 策定の背景

本市においてはこれまで、様々な環境保全施策を推進し、学校教育や社会教育の分野においては多様な環境にかかわる教育・学習活動を実施してきました。公民館などでは環境に関する講座や自然体験学習などがあり、学校では本市の特色を生かした世界遺産学習や身近な自然にふれる授業などが行われています。

一方、地域、市民活動団体、寺社などでも環境教育につながる取り組みが実施され、事業者においても企業の社会的責任（CSR）が求められており、環境に配慮した企業活動が実践されています。

これらの環境教育に関する取り組みは、個別に成果を出していますが、あらゆる主体の参加により様々な取り組みの連携・協働を図り、その輪をさらに広げていく必要があります。

このような背景から、本市の地域特性、環境教育の実績等を踏まえ、それぞれの主体が自発的に環境教育を推進するための基本的な方向性を示すとともに、それを総合的、体系的、効果的に進めるためのガイドラインとして「奈良市環境教育基本方針」を策定することとしました。



1.3 策定の目的

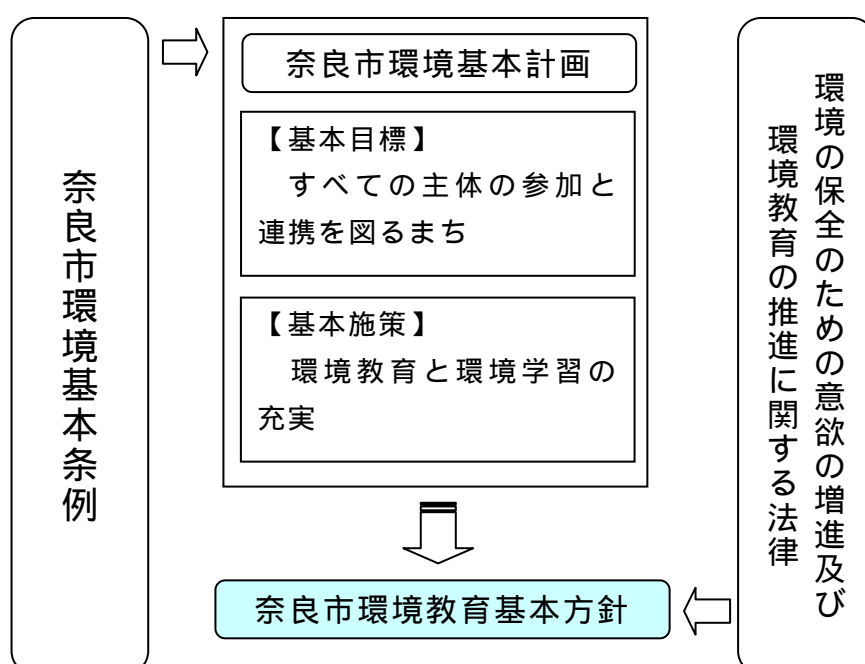
環境問題が深刻・多様化する中で、本市の豊かな歴史的文化遺産や調和のとれた自然環境がもたらしている“奈良らしさ”を現在よりもより将来の世代にまで引き継ぎ、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、あらゆる主体が自発的に参加・連携し、それぞれの役割を果たしつつ、協働によって環境教育や環境保全活動を継続的に進めていくための、基本的な考え方や方向性を示すことを目的としています。

1.4 位置づけ

本市では、平成 11 年 3 月「奈良市環境基本条例」を制定、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための「奈良市環境基本計画」を策定し、「すべての主体の参加と連携を図るまち」を基本目標として、“環境教育と環境学習の充実”を基本施策として掲げています。

平成 16 年 10 月「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が完全施行され、第 8 条では「地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、公表するよう努めること」となっています。

「奈良市環境教育基本方針」は、本市の条例と国の法律に基づいて策定するものです。



1.5 方針の対象

主体：

「市民・家庭」「地域」「学校」「市民活動団体」「事業者」「観光客等」「行政」

これらを主体として、それぞれの役割と行動を示します。

テーマ：

「歴史・文化」「自然（生物）」「水」「大気」「廃棄物」「食」「エネルギー」「地球環境」

私たちの生活に身近なもの、本市の特徴である歴史を加えたテーマに分類し、環境教育に活用しやすい素材を示します。

それぞれのテーマは相互に関連しているため、テーマの枠にとらわれることなく総合的に取り組みましょう。